

第二回國會議院 決算委員會會議錄 第二十六号

昭和二十三年七月二日(金曜日) 午前十時三十分開議

出席委員

委員長 松原 一彦君

理事 富田 照君 理事 竹谷源太郎君 理事 中曾根康弘君

大上 司君 樋貝 詮三君 宮崎 靖君 河合 義一君

高津 正道君 辻井民之助君 戸叶 里子君 田中 健吉君

木村 榮君

出席政府委員

經濟安定本部 田中己代治君 副部長官

農林政務次官 大島 義晴君 農林事務官 山添 利作君

農林事務官 松田 太郎君 農林事務官 大久保忠文君

委員外の出席者

議員 前田 種男君 農林事務官 保坂 信男君

農林事務官 厚味莊之助君 農林事務官 大久保忠文君

專門調査員 龜井川 浩君 專門調査員

本日の會議に付した事件

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八三号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、經濟查察廳法第十三條第一項の規定による地方經濟查察廳の設置に關し承認を求めの件(内閣提出)(承認第四号)

請願 一 國家公務員法の一部を改正する請願外一件(平工喜市君紹介)(第三七号)

第一類第十八号 決算委員會會議錄 第二十六号 昭和二十三年七月二日

二 金澤市に北陸地方商工局設置の請願(竹田儀一君紹介)(第一三五号)

三 林野行政と砂防行政との統一に關する請願(山名義孝君紹介)(第一六六号)

四 林野行政と砂防行政との統一に關する請願外十二件(多賀安郎君外六名紹介)(第二六九号)

五 林野行政と砂防行政との統一に關する請願外一件(萬田五郎君紹介)(第三六八号)

六 關鑿行政と林野行政との融合統一に關する請願(米田吉盛君外九名紹介)(第六〇三号)

七 林野行政と砂防行政との統一に關する請願(米田吉盛君外九名紹介)(第六〇四号)

八 林野行政と砂防行政との統一に關する請願(伊瀬幸太郎君紹介)(第八三〇号)

九 公務員法を公吏にも適用の請願(上林山榮吉君紹介)(第八六四号)

一〇 林野行政と砂防行政との統一に關する請願(村上勇君紹介)(第九六六号)

一一 同(千賀康治君紹介)(第九七八号)

一二 陸内燃機関を重要産業として取り扱ひその所管部課設置の請願(前田種男君紹介)(第一一六〇号)

一三 農林省畜産局存続の請願(小川原政信君紹介)(第一六八一号)

○松原委員長 これより會議を開きます。農業改良局設置法案を議題にいたします。質疑を継続いたします。

○木村(榮)委員 この農業改良局が今度できますと、たとえば農林省に今ある農政局といったようなものは、この農政局はどんなふうになりますか。

○大島政府委員 今あります農政局は、そのまま存置するのであります。農政局は農業技術の浸透をはかるということと、さらに農民生活の内容の改善までにタッチしよう。こう考へて設置せられるのであります。農政局はそのまま存置されるものと考へております。

○木村(榮)委員 そういたしますと、この間工業技術廳といったようなものができたときにいろいろ研究してみたわけですが、今度國家行政組織法によつて、いろいろ審議會、協議會、または試験所、研究所といったようなものは法律の定めある範囲内ではどうなるかというところがある。ところがどうなるかというところがある。ところがどうなるかというところがある。

○大島政府委員 御指摘の通りこの中に農業技術に關する問題は一切包含されることになっております。

○木村(榮)委員 そういたしますと、

大体第一條を見ますと、「農業の發達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に關する諸問題につき有益、適切且つ実用的な知識を得、これを普及、交換して公共の福祉を増進するため」とあります。これは民間的なもの、なものをうまく総動員して普及、交換をさすということが大體のねらいのような印象を受けるわけなのであります。そうではございませんか。

○大島政府委員 その通りでございます。

○木村(榮)委員 重ねてお尋ねいたしますが、その通りだということになる。私はひろく改良局の設置が不賛成で言つておられるわけではございません。賛成を前提として質問ですから懸く思わないで聞いていただきたい。ただこの法案がもう少し整備されて、そういったものがうまく力を結集していく。よりな点を明確化していただきたいと思ふ。いろいろ項目の中にはいつておりますが、さてそれがいかにうまくいくかということになると、ただ役人を何人置くとか、研究部を置くといったようなことだけでどういったものの結合關係でまともなことがきかぬか、さうして協力さすといつたようなことがきかぬか、明確だと思ふ。その点をもう一つ御趣旨に副うように改められるお考えはないですか。

○大島政府委員 御指摘の通り農村の廣汎な知識を取入れて、これは三つの部局ができるわけでありまして、技

術、經濟普及、こういうものでできるだけ民間の總意を入れてやつて、民間の研究機關をできるだけこの中に包含してやつていきたいと思つておられるわけでありまして、今までのように一定の技術をもつてこれを押しつけるということではなくして、これは相互の研究調査にまつて、その内容を公表し、一面において批判を仰ぎながら技術の浸透を期する。こう考へておられるわけでありまして、当局においてはまずこの程度でこの問題は進めていきたいと思つております。

○木村(榮)委員 そこで今まで問題になつたのは、さういつた科学的な農業技術と申しましようか。おもな科学的な面という、いわゆる科学というの、社会科学でない科学的な方面を伺つたわけなのですが、この第五條に「經濟研究部においては、左の事務を分掌する。」こうなつて「農業及び農民生活に關する經濟学的研究に關するもの」といつたこともございますが、さういつた農業經濟と申します問題はいろいろ廣汎な問題になつてまいりますが、さういつたものは具体的に大體どういふ御活動をなさるお考えか、それを承つておきたいと思つております。

○保坂説明員 經濟学的研究と法文には書いてございまして、この点につきましては關係方面との交渉に際しましては文字がただ經濟学的という文字を使うことになつたわけでありまして、参考資料の機構の二に例示的に書いてございまして、そこでは經濟的研

究、社会的研究という方面を取扱うものでありまして、主として農業経営、家計等に関する経済的な問題とそこには例示してございますように、その他價格の問題、市場の問題、あるいは税の問題等を取扱いますが、そのほかにも社会的な問題、あるいは農村自治であるとか、農村人口、組合の活動というような問題について研究をいたすわけでありまして、なお社会経済的な面と農業技術に關係する面と、両面の交錯するような部面に対する試験研究についても、この部において取扱う考えでございまして、以上説明を終わります。

○木村(榮)委員 そういたしますと、経済研究部においてはただ単に國內における日本の富國強兵のきわめて過小農業経営に立脚したものを、今度は自作農創設の關係で土地改革がなつて、いわゆる自作農的な農業改革のもとに日本の農業生産をあげていくといったことをいろいろ検討して、だん／＼農業経営を合理化していくといったようなことのみを限定して取扱われるわけでありまして、それともこの中には普及部なんかとも関連いたしましたして、諸外國における農業技術の問題、農業経営の問題、土地改革の問題といったような文献を取寄せるとか、いろいろな方法を日本の方へ適用して、いろいろな総合研究になるわけですが、そういう研究部門というのは大体この改良局の中にはあるのかないのか、あればどの部門で取扱う御方針であるか、それを承つておきたい。

○保坂説明員 ただいまの御質問の点につきまして、後段において御意見を述べられましたような点は、この経済研究部においてももちろん取扱つてい

くわけでありまして、なお自然科学的な試験研究についての外國の知識その他につきましましては、技術研究部においてこれを取扱つていくことになりまして、○木村(榮)委員 そうしますと、主としてこの法案のねらいは、農業技術者のいろいろな稲作なんかの品種の改良とか、あるいは新しい品種の培養といったようなことをおやりになると私は思いますが、そういう関係では、たとえば私の承つたところによると、東北の地帯なんかでは寒冷地の稲の栽培というようなことには相当永年にわたつて御研究がなつておる。そうした寒冷地帯の農業關係の調査も東北をおもにしておやりになつておられるが、そういう既存の農業關係の調査と関連してどういふところからこれをおやりになる方針でありませうか。

○大島政府委員 御指摘のような場合には、それ／＼の各権威者に委託研究をお願いすることもできることになつておりました、先ほど申し上げたように、この結果について全部農林大臣は一年に一回公表してその批判を仰ぎ、その技術の研究等に関する技術の交換等もこの中に包含されることと御了承願います。

○木村(榮)委員 大体この改良局の今年度の予算は、農林省が今年度の予算に盛つておる中で賄われるわけでありませうか。

○大島政府委員 事業費については幾分の追加予算をお願いする予定をいたしておりましたが、人件費その他においては、現在の予算の範囲内でこれを賄つていくことにしたいと思つております。

○木村(榮)委員 そこでこういつたものは、私の意見としては相当の予算をやらないと、ただ単に形式的に名前をこしらえて、まあ看板だけ掲げたというのでは中途半端になつて、結局費用は使つたけれども効果はなかつたということになる危険性があると思つて、そこでこれは日本の農業にとつてはきわめて重要なものだから、ほかのものにもやらなければならぬので、まあできたらず算をやるということにならぬに、相当このための予算を—むろん追加予算の場合には相当これを組んで、積極的におやりになることが、日本の農業の現在また将来に最も必要ではないかと考えております。そういう点で御考慮願いたいわけなんです。そういうことを考えますと、どうもたくさん科目はございましてけれども、簡略になつておつて、細目は農林大臣がおきめになるわけですから、その細目もできると思つておられます、この際今まであつたいろいろな農業改良費という中へ当然包含されるような性質のものには急速にこの中へ入れて、この機構を拡大して、さつき申し上げましたように予算の面でも自立させておやりになる方がいいと思つて、今まで各縣の実情は、皆さん御存じのように工業試験場とか農事試験場とかいろいろものがたくさんございまして、実際あれは看板を出してやつておるだけで、費用は相當要るわけなんです、実際生産農家とはおおよそ縁遠いような關係のものとおかれておるわけなんです、これが実情です。従つて農業關係の面におきまして、今までは各村に農業会があり、技術員と申しますかあいつたものをおいて、本省の補助もあると思つて、農林省はこれと打合せをしてやつ

ていくのだというきわめて消極的なことがはやつてきたわけでありまして、農事試験場なんかにしても、今まで試験場に充てておつたものと耕作地は返せというより声が各地に起つておる。なぜこらういふことが起つてくるか、附近の農民に聴くと、一体農業試験場ともあつても草を生やしておる。これは草を生やす試験場である。雑草をこしらえる試験場であるか、稲を研究する試験場であるか、雑草をこしらえる試験場ならはわれ／＼農民としては至つて不用なものだから返してもらいたい、私の縣でも今そういう問題が起つて困つておる。それは私の縣だけではなくて各地にあると思つて、こらういふことを見ますと、今までの目的はなるほどりつぱでしようが、結果においてはただ単に看板だけの話である。そこで今までのことを言つてもしよるが、ありませんから、この際こらういふものに対して監督をうまくして、これ期待に副うような試験研究がなされて、その成果がすぐ農民に発表されるようなことをやつていただきたいのです。それをやるのが、第六條に書いてある普及部の仕事になるわけですか。

○大島政府委員 御指摘の通りでありまして、やはりこの改良局の設置の目標は、農村民主化の原則としての土地解放、農業協同組合の発達助成及び土地改良と、さらに技術的な浸透をくまなくやるうということが目的でありまして、いわゆる農村民主化の四大目的の中のひとつとして、今後全力をあげてこの面をやつていきたい。予算的措置に対していろいろ御注意があつたやう

であります、またたくその通りでありまして、ただ現下の日本の予算の上から、これだけが余計とるということができないので、一應この程度で本年は発足いたしました、なお追加予算等においても相当要求いたしましたして、この技術の浸透をいたしたい。そこで日本農村民主化の完成をしていきたい、かように考えております。

○木村(榮)委員 第一條の農業という中には、畜産業ははいるわけですか。

○大島政府委員 畜産關係はもちろんはいるわけでありまして、○木村(榮)委員、むろんはいるのがあたりまえだと思つて、畜産關係の部門というものは、私の考えではどこか一つ置くべきではないか。日本における農家はきわめて零細農で、有畜農家はあまり余計なような現狀なんです。ところが日本の農村は御承知のように、三千八百万町歩のうち八五％は山であつて、一五％がわずかに農地であるというやうな現狀においては、肥料のことも盛んにやります、大体荒蕪たる山畑あるいはいろいろな所がたくさんあります。その山を利用するの畜産農家に欠くべからざる牛馬といったものの育成というところは、今までの政府ではよくできなかったかもしれませんが、少くとも今までの方法ではない、新たな観点からやれば、相当これは有望なことになる。現にたとえは沖野島でやつておられますところの臨田牧場という、やうなやり方は、イタリーのどこかの島にあるやうでございまして、私もこの臨田牧場を研究に十日間参つたことがありまして、こらういふことは私の研究した範囲では、今日日本の各地で相当やれると思

ていくのだというきわめて消極的なことがはやつてきたわけでありまして、農事試験場なんかにしても、今まで試験場に充てておつたものと耕作地は返せというより声が各地に起つておる。なぜこらういふことが起つてくるか、附近の農民に聴くと、一体農業試験場ともあつても草を生やしておる。これは草を生やす試験場である。雑草をこしらえる試験場であるか、稲を研究する試験場ならはわれ／＼農民としては至つて不用なものだから返してもらいたい、私の縣でも今そういう問題が起つて困つておる。それは私の縣だけではなくて各地にあると思つて、こらういふことを見ますと、今までの目的はなるほどりつぱでしようが、結果においてはただ単に看板だけの話である。そこで今までのことを言つてもしよるが、ありませんから、この際こらういふものに対して監督をうまくして、これ期待に副うような試験研究がなされて、その成果がすぐ農民に発表されるようなことをやつていただきたいのです。それをやるのが、第六條に書いてある普及部の仕事になるわけですか。

○大島政府委員 御指摘の通りでありまして、やはりこの改良局の設置の目標は、農村民主化の原則としての土地解放、農業協同組合の発達助成及び土地改良と、さらに技術的な浸透をくまなくやるうということが目的でありまして、いわゆる農村民主化の四大目的の中のひとつとして、今後全力をあげてこの面をやつていきたい。予算的措置に対していろいろ御注意があつたやう

ねらいでありました。従つて今突如としてこの農業改良局法案の御提案を見たのでありますが、私はあまりに邪推が過ぎるかも知れませんけれども、農林省の行政組織の中の水産局が水産廳になつた。そこで一つの局が欠けた。さういうためにここに農業改良局が生まれてきた。こんな感じがしてならぬのであります。なぜならばここに掲げられてあります農業改良という重大な問題が、徳川幕府時代はいさ知らず、明治維新以來いわゆる官僚の手によつて行政がなされて、爾來相當にこのことは現実には行われております。もちろん徳川時代におきましても各藩においてさうした農業改良のことは非常に重んぜられておつたことでありまして、きよさうこのごろの問題ではありませんが、そこで今この局が新たにできるにあたりまして、それならばこれだけの仕事が出来たかといふ等閑に付されておつたかどうかといふと、現実の面において私どもは必ずしも日本の農業改良の歴史に徴しても、それが等閑に付されておつたとは思われません。しからばこの仕事は今までのこの局でどう取扱つておられましたか、その点を明らかにしていただきたいと思

います。
○大島政府委員 農業改良局の設置に關しまして、この仕事は農政局の仕事もあるわけでございます。なお独立の機関として各試験研究所もあるものでありまして、これらを包含して統一してやつていこうといふことに考へております。ただいま御指摘の通り農林省の機構改革等にも關してもいろいろ研究しておる次第であります。これは次の機会にお願ひいたしましたして、局の整理も

相當考慮しておるわけでありまして、し先ほど申し上げたように日本農村民主化の四大原則である農地の解放、協同組合の育成、土地改革、農業技術の普及、この四大原則の一つでありまして、その筋からもこれに對しましては積極的な御援助がござりますので、さういふ御希望等も併せて考慮して提案したような次第であります。

○富田委員 今まで農政局でこれだけの仕事をしておられました。また農政局には別に農林部内臨時職員設置制なるものがあつて相當な人員も増加せられておるわけでありまして、さういふふうにしてさうした仕事は農政局で取扱われておつたことは農政学的に見ても當然過ぎるほど当然であると考えます。しかし農林次官のお答えの中に關係筋の御勸奨があつたといふような言葉がありますが、私どもはその涉外關係におきましては処置を現政府にお任せしておるのであります。われ／＼委員会に直接の指示をそこから受けたくありません。あくまでもわれ／＼は立法院としての嚴たる態度をもつて日本國民の代表としての信念をもつて身命を賭して邁進することが、やがて總司令部の占領政策にも一致するものであると私は確信しております。なぜならば眞理は一つだからであります。人類愛の道念においては、断じて人種の差別によつて変わるものではなく、戦勝戦敗によつて変化があるべきものではないとせん。この固い信念の上に立つてこの農林行政を見ましたときに、農政局でやつておられましたのに、今こゝでもつて機構いじりをする必要は毛頭ない。なぜならばここに新たに農林省設

置法なるものが提案されなければならぬときに、全貌をながめまして、はたして農業改良局が必要であるかどうかをわれ／＼は検討いたしたい。私は農林省の官制の問題についても申し上げておいた通りであります。われわれは今行政整理の聲におびえて必要なものまでも縮小する必要はない。そしてあらゆるからくりと魔術をもつて委員会をこまかすような態度は棄てなければならぬ。正々堂々の陣を張つて必要とあるものは大いに支出すべし、人員も増加すべし。しかもその前に行政組織法の制度をつくりましたときに、も話が出ましたように、われ／＼はあくまでも今日の日本の現状を見て、不要なもの整理しなければならぬ。しかし必要なのはつくつていかなければならぬ。さういふ見地に立つて、重い負担にも耐え、耐乏の生活をこらえていくといふことが現実の日本人の儔らざる氣持であると思ひます。さういふ意味からいって農林省が農林省設置法の中にこれを包含して全貌を明らかにしてお出しになるのが正法ではなかつたか。これを会期の迫つた今日、今日はすでに七月二日でありまして、この六月の会期の終るときに、私は言わないことではありません。委員長を通じて堂々と会期を延長なさつたらよろしい。会期の延長は國會の権限であることは重々承知の上であります。しかし國會がするのであるけれども、これが重要法案であるからせめて、こゝで政府がその申入れをしても、少しもはずかしいことではないといふことはくれ／＼も言つたのであります。今、農林省としては農林省設置法案をお出しになり、その中で総合的に

○大島政府委員 本案は決して他の從議に基いてやつておるわけではございません。それは先ほど申し上げた通り、農村民主化の四大原則の一つである農業技術の普及等はこれの際一日もゆるがせにすることができませんので、農林省の責任において本案は提出しておるのであります。なおある筋にて非常に御熱心に御懇進くださったといふことは附加して申し上げたのであります。それによつてということではないのでありますから、その点は誤解のないようにお願いしたいと思ひます。なお農政局の中でやつておつたものを別にする必要はないといふ御意見であります。これは農政局の中でやつておつたものと畜産局の中でやつておつたものを総合して、農業技術の発達と普及をやる、さう考へておるのであります。

○富田委員 農政局でやつておつた仕事のほかのものを集めて、総合してやる、そして重点を農業改良におくといふことは、御趣旨はよくわかります。それならば今ある各局をよく御検討になつて、たとへば統計調査局といふものがあります。それらの各局で統計をとつておられるでしょうし、調査をしておられるでしょう。いわゆる農林省の組織の内部を御存じのあなた方は、私以上によく御存じのはずである。さういふものをこの際農政局に一括してまとめ、そして改良局を浮び出させるといふ少し少しく全体にわたつて局課の整理を行うといふくらい勇断心が

あつてよくはなからうかと私は考えます。もしこの点において意見が相違いたしますれば、それははつきり意見の相違をいたしておきますが、いま一度局の整理をなさる余地があるかないか、その点を御伺ひいたしたいと思ひます。

○大島政府委員 農林省の機構に對して改廃する意思があるかどうかといふ御質問のようでありましたが、次の機会までに慎重に研究いたしまして改廃しようと思つておられます。

○富田委員 今こゝで御即答が得られなければやむを得ませんが、農業改良局をつくるというせつば詰つた現実から申しますと、私はその点まで明らかにしてはしからつたのであります。それをはつきり申し上げておきます。

そこで細部にわたりますが、たとへば第一條に、ただいま木村委員から御質問になりました「農民が農業に關する諸問題、その中に「蚕糸業者を除く」といふ言われた。しかし蚕糸業者を除かれて、その蚕糸局は別にあり、また畜産局も別にありといふけれども、畜産局のおやりになることも、蚕糸局のおやりになることも、総合的にも少し、今次官の言われるように農政学的な見地に立つて、そのまゝその仕事を前進めになるお考えはないか。なぜならば、さう申し上げることは、私のドグマではありません。この新しい所掌事務の第一項をごらんになつてもいろいろの連絡、調整もやらなければならぬ、あるいは第三項においても知識の普及交換もなさなければならぬ。さうした面は決して桑畑に間作をやる一つの観点以上に、また大きな観点で畜産の面においても養蚕の面においてもあ

あつてよくはなからうかと私は考えます。もしこの点において意見が相違いたしますれば、それははつきり意見の相違をいたしておきますが、いま一度局の整理をなさる余地があるかないか、その点を御伺ひいたしたいと思ひます。

ることをかたく信じます。そうした面において、むしろこれを総合的に畜産に関することも、蚕糸に関することもおやりになる御意思がないかどうか、この点を承りたいのであります。

○大島政府委員 蚕糸関係はこの中から切り離しますのは、蚕糸全体を切り離したというのではないのであります。桑園の造成とか直接桑園を基礎とする事業はこの面で十分研究し得るのであります。これはやつてまいることと考えております。ただいろいろ急ぐ関係等があります。蚕糸の關係だけは基本的には別にしておく方がよろしいということ、ただいまのところ蚕糸だけを置いておるのであります。桑園その他に関しては、やはりこの中で試験、研究を続けていくことになり

ます。

○富田委員 この第一條に設置の目的が明示されているわけでありませんが、これを拜見いたしますと、もちろん能率的な農法の發達というようなことを目標にしておられますが、その次に、きまして、農業諸問題について「有益適切かつ実用的な知識を得」こと記されております。この第一條だけを拜見いたしますと、現実的に即して指導をするとか、ほんとうに増産をはかる、農家生活の改善をはかるという力がそこにもつておられない。知識の普及とかあるいは知識の習得とか、あたかも学校の目的を明示されたような感じがいたしますが、もう一度この目的の文面についてお考えになる余地はありませんか。

○大島政府委員 何か文字が非常に軽い考えがどうかというお尋ねであります。決してそう考えておりま

せん。むしろ民主主義の原則におきましては、こうしてお互いに意見を交換し、その成果等についてやることの方がかえつてよろしい。そこで第八條にも規定してあります通り、その成果を一年に一度農林大臣は正しく公表して、先ほど木村君の御質問にお答え申し上げたように、技術の改良とか、あるいは收穫の多寡とか土壌等に関する適正作物というようなことを一切研究目標といたしまして、それでやつていきたい。その土地に適合する適さぬということは別として、一つの原則をきめて上から押しつけるということでもなく、民主的に各農家の長い経験を基礎とした御意見も伺い、またこちらの研究も申し上げて、意見の交換をしながらこの技術の滲透を期していこう、こう考えておるわけでありませぬ。

○富田委員 現実には改良局自体が手足をもつておられるならば一應その話はよろしゅうございませぬ。しかし、たとえば第二條の二項においてなさることを見ますと、経済学的な研究をする、こういうことは大学の経済学部とかあるいは農学部においてするようなことと内容において同じものであるかと考えられます。こういうことを中心にしておられて、連絡調整という点から見まして、私は第一條は、かえつて今のようにならば知識の普及といった面に重きをおかれるような感じが受けたわけでありませぬ。もしこれがあなたのねらつておられるように、農業改良が民主的に行われていくならば、第四項に示されてありますこれが農業改良の目的があるので、それに基づいて補助金とか奨励金の交付を受けること、これも現段階において日本の農業が幼稚なもの

でありませぬので必要なことでありませぬ。しかし、農村の人たちがいつも政府から補助金をもらい奨励金をもらうといつたような、子供だましの状態にいつまでもおられるべきものではない。いかに補助金をもらい、子供が親からお小遣いをもらい、お年玉をもらつて喜ぶような氣持、これは非民主的なものであります。農村は農村みずからの力によつて立ち上つていく、これが根本理念でなければなりません。官僚の指導を待つて初めて農村が立ち上るといふのは、決して民主的ではありません。農業はみずから大地に足を踏みしめ、みずからの力によつて立ち上つていく。そうしていわゆる品種の改良とかあるいは土地の改良にしましても、すべてこうした問題は現実にも土の中に足を踏みこんでおる人たちの現実の立場から研究もされ、それが成果をあげてくる。それをむしろ官僚は離合したり、あるいはこれを調整したりする必要はございませぬけれども、もつと農村を自主的に立ち上らせるというところの方が、いわゆる民主化をおねらいになるならば必要なことではなからうか、そこで農村自体を自主的に立ち上らせるという面において、内面指導といふものを行つてお考えがあるかどうか、その点お伺いしたい。

○大島政府委員 御指摘の通りでありまして、農村みずからやる氣持がなければ何もできないのでありまして、ただ今までの批判のついでに、農林省の技術者が一定の技術をもつと、それを何でもかんでも人に押しつけるというやうな批判が非常に行われておつたのです。そこでそういうことを今度全部拂拭しまして、こちらの相当権威ある

研究等も、先ほど申し上げた通り、全般的に發表して、その批判を仰ぐといふことにはいたしてあります。また学校等の関係におきましては、大学その他の相當の研究機関に全部お願いいたしまして総合的な研究をしていくといふふうにご考慮しておりますので、決して農村を甘やかしていきつたやうなことはもちろん考えておりませぬ。ただ今までの批判を一應考慮いたしましたので、できるだけ相互の研究を基礎とするといふふうに民主的にこれを考えております。この点御了承願いたいと思ひます。

○富田委員 その趣旨をあぐまで徹底させようとし、そこでその農業改良の突をあげようとしたならば、どうも現在の農村の人の物の考え方は、まだどうしても官憲民卑の弊風が抜け切つておりませぬ。何事につけてもいざれその筋から、いざれお役所の方からお達しのあること、指導のあることを待つておる氣持、そうしてまたただいま申しました補助金でももらつていふことを、何か農業会とか、あるいは役場とか、すべてのいわゆる土地の指導者と言われる人たちは手柄のよう考えておるのが実情であります。私がいづつも考えておることは、役所は人民のためにあるものであつて、役所のために人民がいるのではない。こういう建前からいたしますと、農業の改良をされるということは実体であつて、役人が殖えるといふことは実体ではない、目的ではない。その役所がなくなつてしまふことが理想であります。農林省の改良局はもう要らぬ、日本の農業は改良し盡されて、世界に誇るべき状態になつたときがほんとうの理想境

であります。理想境が十年、二十年の後に來るとは申しませぬけれども、目標はあくまでもそこに置くべきものであると考へる。特に農業の仕事が他の工業關係あるいは官憲のように、事務所のテーブルの上で仕事をすると非常に違ひまして、不動な土地といふものに根ざしてあり、勤勞といふ面におきましては筋肉の使ひ方、その生活実態といふものが特異性をもつております。そういう面からいつて、農業改良といふことは実地の面からいり、技術の面へはいることも必要であります。しかしこの知識を生かし、この技術を現実に適用していくためには人が必要であります。これに対して、またお役人が押しつけがましいといふ意味にはとりませぬけれども、洋服を着て、靴をはいたのでは、ためはかつけません。自轉車に乗り自動車に乗つては走はれないのです。ここで私が言ひたいのは、ほんとうに速くは二宮金次郎であり、近くは石川理紀之助である。この農聖といわれる人の氣持がよく農民に徹底しましたのは、みずから範を示すといふので、みずから土の心を心とし、ほんとうの百姓魂を体験し体得した人がリーダーになつて、現実の面において大きな功績をあげたわけでありませぬ。決して統計に現れた数字によつて、現実の姿は一つも殖えませぬ。お米は一つも殖えませぬ。ここで私は農業改良の突をあげようとなさるなら、土を愛する熱をもつた指導者の養成が大切だ。現在の農業、教育、農業改良等に対して、どういふお考えをもつて対処しようとなさつておられるか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○大島政府委員 何か文字が非常に軽い考えがどうかというお尋ねであります。決してそう考えておりま

は感激したところはない。そういうところがあれば教えていただきたい。次官でなくても、そのほかの方で結構です。

○渥美説明員 お答えいたしますが、御期待に副うようなお答えができません。ではなほ恐縮なのでございますが、今までにおかつた農家地帯を覚えておれば、すぐ御即答できるのであります。が、残念ながらここにお二人とも覚えておりません。あまりうかつなことを御答弁いたしても失礼かと存じまして、あとで御連絡いたすことにお願いいたします。

○田田委員 たいま河合委員からのお尋ねはまことにともつともでありまして、私どもも聴きたと思つたところでありまして、寝ていて人を起すことなかれ、この警句を吐いた石川理紀之助氏の事跡に対しては、農林省で必ず御調査になつておられると私は信じております。先ほど申しました農政局がその仕事を取扱つておられたならばそれはあるではないか、こう思いますが、石川理紀之助に関する事跡が今お手もとにあるかないかをお調べ願います。そうすると、河合委員に対する御答弁にも非常に便利ではないかというところをお述べたいと思つております。一言申し上げておきます。

○厚味説明員 今御親切な富田さんの御質問で、石川さんのお話ですが、私残念ながらこの点正確な資料をもつていないので、実際にどういふふうな形態であるかどうかという点もお答えいたしかねます。この点も調べて御連絡いたしたい、こういうことをお願いしたいと思つております。

○辻井委員 私農林当局に日本の農業改良と言いますか、改革と申す方がよいかと思つて、その基本的な方針があつたら、承りたいと思つて、さつきからの御答弁を承つておりました。単に農業改良が、従来の農事試験場のやつて来たような品種の改良であるとか、適地適作であるとか、肥料の問題というふうな単なる従来の農業指導あるいは改良の繰返しというふうな響くのであります。現在までの日本の農業は、いわゆるアジヤ的な過小農か、あるいは五反百姓というものをいわれておりました。ただ単にこういう多量の肥料あるいは労力等を投入して、奴隷的な生活によつて、やつと安易な状態でありまして、これでは貿易が再開されても、とても海外の輸入食糧と競争することもできない。根本的に日本の農業を改革するためには、この経営の面に対する根本的な改革が絶対に必要であると思つて、ところが、一方農地改革が行われましたが、これは見方によれば、かえつて従来の過小農を固定化して、資本主義的な経営の合理化とか、あるいは共同化というものが妨げられるというふうな傾向に現在あると思つて、こういう日本の農業を根本的に改革するためには、農地改革と矛盾しないき方で、生産の共同化であるとか、社会化であるとかいふような方針に進まなければ、従来の単なるちつばけな農民が、相変らず過度の労力や肥料によつて、あるいはそれでお生産費を補うために、養蚕であるとか、その他の副業によつてやつと生活を維持しているというふうなこと、農民自身の間らしい生活という点から考えましても、従来のい

き方を繰返すのではないと思つて、経営を根本的に改革することが基本にならなければならぬと思つて、そういう点についてどういふお考えをおもちになつておるか、農林当局の御方針を承りたいと思つております。

○大島政府委員 基本的な方針と申されますと、先ほど木村委員にお答え申し上げましたように、日本農村の民主化のために土地の解放、協同組合の組織及び土地改良並びに技術の普及、研鑽、この四大原則をもつて日本農村の民主化をはかりたいというわけでありまして、しかもこの四大原則の一つである農業技術の改良等に関しましては、この第三條に三部を示しておるのでありまして、これは技術的な研究と農村経営、この中にはもちろん今後の日本農村の多角的な経営、集約的な経営、農村工業の強度なる発達ということも相当考慮しておられて、これらもその中に加えておられるわけでありまして、さらに農民生活の内容までわれわれは一應の方向をたどつてこれを改善していくべきである、かように考えておりますので、以上大体ごく大ざつぱでたいへん恐縮であります。そういう基本的な概念はよつて本案も考へておるものであるというところを御了承願いたいと思つております。

○辻井委員 農業技術の改良と申しても、結局経営の根本的な方針によつて、従来のような過小農をそのまま維持していくのならば、あるいは肥料の問題とか、あるいは種子の問題とかいふような単なる小手先の技術の改良だけで済むわけでありまして、もし経営の方法までも社会化するとか、ある

いは共同化するといふように合理化していくといふことになれば、相当根本的に改良すべき技術の面も加わつてくると思つて、すなわち機械化すること、化学的な方面に努力するとかいふことになるのであります。今の大島君の御答弁によつても、ただ従来の農事試験場の拡大再生産というか、要するに、現状維持のためのその日暮しの農業技術の改良というふうなことでお茶を濁しているように考えられるのであります。もう一應その点をばつきり承りたいと思つております。

○大島政府委員 私の言葉が足りないので、誤解を受けたと思つて、集約的な経営、すなわち立体的に收穫を可及的多くするという方式は、今までの技術研究でできると思つて、今までの技術研究でできると思つて、今までの農家があらゆるものをやつていく、農村の作付の面におきましても、各般にわたつての総合的な作付の研究もなして、また農業生産品に多くの加工を加えて、これを農村工業として普及させ、またその面でも農村が経済的にいふ／＼の仕事をしていくことも考えておりますので、この第五條にもその点は明確に規定してあるのであります。決して従来の通りお茶を濁すようなことは毛頭ないのであります。農村民主化の四大原則の一つとしての農業改良実施に當つては相當の確信をもつておられるわけでありまして、この点誤解のないようにお願いしたいと思つております。

○辻井委員 相変らず納得がいかにありませんが、もう議論を繰返してもどうかと思つて、打ち切りたいと思つております。私の申し上げるのは、集約

農とか、多角農とかいふものが、そもそも現在までの日本の農業の大きな弱点であり、それが農民を奴隷化しておつたのであります。主食をつくつておるだけではいかぬから、そこで養蚕をやるとか、いろ／＼な多角農業で、副業をやるといふようなことをしてカバーして来た。あるいは小さい土地に集約的にやつていくために、ただ肥料と労力ばかりを投入していくというふうな行き方で今日まで進んできたのが、日本農業の弱点であつて、コストについてみれば、アメリカやイギリスの農業からみれば、問題にならぬほど高い、コストについていながら、どうにか競争してきたのは、結局人間離れのしたひどい生活をしてきた。あるいは生活費を制つたり、低収入でひどい生活をしてきたから、どうにか競争ができていたので、今日までのいわゆる多角経営であるとか、あるいは集約農業といふことが、そういうところから起つたことであつて、これを根本的に打破するためには、経営の規模から改め、また社会化あるいは協同化して、従来のような小さな五反百姓式の行き方を打破するのが根本的な目的でなければならぬと思つて、そうすれば農業から溢れ上つてきた過剰人口の問題も相當大きな問題になります。要するに今度の改良局の根本的な建前は、やはり集約農業とか、多角農業という従来の行き方を助成していかれるというふうにしから理解できないのであります。この上は御答弁を求めぬことにはいたしますが、それでは私は非常に不徹底だといふように理解しているということだけ申し上げておきたいと思つて

○松原委員 それではこの際一應質疑を中止いたします。

○松原委員 あらためて地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、経済警察法第十三條第一項の規定による地方経済警察廳の設置に關し承認を求めの件を議題といたしまして、政府側の説明を承りたいと思ひます。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、経済警察法第十三條第十項の規定による地方経済警察廳の設置に關し承認を求めの件

○田中(己)政府委員 地方経済警察廳の設置に關して承認を求めの件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

経済警察法の施行に伴ひまして、同法第十三條により、北海道に四箇所、各都道府縣に、一つの地方経済警察廳を設置する必要があるものであります。地方経済警察廳を各都道府縣廳の所在する土地並びに函館市、旭川市及び釧路市にこれを置きたいと存するのでございます。

第一類第十八号 決算委員会議録

て御修正に相なりました経済調査廳との議決を遂行せざるは、まだ参議院の議決を待たねばならないと、法律上確定しておられないという關係から、一應政府といたしましては原案によつて本案の御審議をお願い申し上げた次第でございます。何とぞ御審議の上、御承認あらんことをお願い申し上げます。

○松原委員 ただいまの御説明によりまして、この名称は今後変更のかわりませんが、提案の通りとして、この際承認を與へべきものと議決することに御異議ありませんか。

○松原委員 御異議がないものと認めまして、承認を與へることに決定いたしました。

○松原委員 休館前に引続き再開いたします。

○前田委員 本請願の要旨は、現在陸用内燃機関は産業復興に大なる役割を果しているが、その生産資材は物資需給計画による取扱いがきわめて低位にあるため、生産業者の手持資材もわずかとなり、今後の需要に應じられない現状である。ついでに陸用内燃機関

を重要産業として取扱うとともに、その所管を、商工省内に独立部課として確立されたいというのでありまして、独立的のものをせび設けてほしいと希望するものであります。何とぞ御審議の上、採択あらんことを望みます。

第二十六号 昭和二十三年七月二日

○松田政府委員 陸用内燃機関の重要性については当局においても最近痛感しておる次第でありまして、今度重要産業の一環として取扱うべく、その所管については独立した部課のもとに設けて処理していきたい意向であります。目下その具体化を検討中であり、今後善処していく考えであります。

○中曾根委員 本件は採択されんことを望みます。

○松原委員 中曾根君の動議に御異議ありませんか。

○松原委員 御異議なしと認め、採択に決しました。

○松原委員 次に日程第二、金澤市に北陸地方商工局設置の請願第一三三号を議題とします。紹介議員の出席がありませんため、専門調査員に説明をいたさせます。亀井川専門調査員。

○亀井川専門調査員 本請願の要旨は、現在北陸地方の商工行政の機構及び管轄を見ると、福井縣を大阪に、石川及び富山縣を名古屋商工局に分轄しているため、その運営上遺憾な点が多い、ついでに金澤市に北陸三縣を管轄する北陸地方商工局を設置されたいというのであります。

○松原委員 本件に対する当局の御意見を伺います。

○松田政府委員 北陸、富山地方三縣を管轄する商工局を設置せられたいという請願の御趣旨は、当局としても行政機構の面で種々研究いたしました点でありまして、資材割当等よりする運営面よりも円滑にいたしたい考えで、關係方面の鋭意折衝をいたしておることを申し上げます。

○中曾根委員 本請願は議院の會議に付し、採択と議決せられんことを望みます。

○松原委員 本請願は議院の會議に付し、採択と議決せられんことを望みます。

から質問の出たようなことが考えられ
てくるのであります。農業技術員な
り、あるいは今回の新しい普及員なり
の方々がその任に當られる、そうして
そこに何か病虫害が多く発生してその
指導よろしきを得なかつたという場合
に責任をとる、こういう問題が起りや
す。私はむしろ農村をして自主化さ
せる行き方が民主的に行き方であると
午前中にも申し上げたわけでありませ
ぬが、政府はそれまでに窮屈に責任を
とらねばならず、指導する者はそ
の指導する分野において自分の任務を
果す。指導を受けた農民は農民みずか
らにおいて責任をとる。ここに農村が
みずから立ち上るところの農業本来の
使命があるのです。命あるものは枯れ
ない、挿花は美しくも枯れます。指
導した者はどこまでも指導者であつ
て、決して主体性をもつておりませ
ん。これは農業の特異性という面をお
考へになれば、この責任があるという
ことを、それほど政府委員の御答弁の
ように窮屈にとりにならずに、もつ
と自主性をもたせることが必要ではな
いか、こういう意味でお尋ねをいたし
たわけでありませぬ。

○山添政府委員 農村と直接接し
ております技術員につきましては、こ
れはもつぱら農民との共同の関係にお
いて、また農民の信頼においてその任
にあるというのを先ほど申し上げた
と思ひます。従つてこの選考について
も農民の意思に基くのであります。も
つとも形は地方長官といひますが、知
事さんの任命であります、その第一
次的に選考いたしますのは農民の委員
会で、あと農民の委員会の信頼を失
いますれば、これは他に代つていく、こ

ういふのであります。その農民諸君と
の共同の関係にあるので、元來責任と
いうものは、それ／＼自分の分担して
る事柄についての責任で、改良局はそ
の任務の範囲内において責任をとる、
末端の技術者は自分の所掌している仕
事についてみずから責任をとる、これ
はおつしやる通りだと思ひます。

【中曾根委員長代理退席、竹谷委
員長代理着席】
○富田委員 これ以上は議論にわた
りますし、意見の相違になります、た
だ一言私の意見を申し上げて御参考
に供しておきたいと思ひます。これ
一事が万事、手をとつて教え、これ
指導しなければいけないというの
ある段階において必要であります。わ
れわれが字を習う、初めはお手本通
りに書く。しかし青はあはより出で
いより濃し、やはりわれ／＼はカン
トによりてカントの上に出ること
一つの哲學的な理想をもつように、こ
こで農業といふものが、日本の農林省の
そうした指導員といわれる方々から
つまでも手を引いてもらひ、指導され
ていくという形は農業本来のあり方
はありませぬ。お世話役はお世話役で
結構だが、主体はあくまでも農民自
身に置く、こうした農業の指導という
うなことは、自然発生的に衆望を集
めて、ほんとうに權威者が生れ出でる
ごとき産業をなさるのにお役人のする
仕事であります。お節介に過ぎるの
官僚制の弊弊であります。これは世
界すべての人類共通の原理でありま
す、今日日本が発達段階において幼稚
でありますために、私の理想が実現し
ていないだけであります。その意味にお
いて今後農林省の方々はおれが指導す

るといふ考えを一擲して、むしろ農民
を育て上げていく母心、自分の一切を
犠牲にして赤ちゃんのおしめを洗うそ
の氣持、これがほんとうに農業を自主
的に発達させていく唯一の官吏道であ
ります。これが唯一の爲政者の心であ
ります。この心を念としないところに
民主主義的なものはいけません。
この條文を讀んでもさうです。ここに
農民という言葉が使われております。
たとへばこれが一たび交つて商人にな
りますと、事業者團體法という法律が
出てくる、向うは事業者である、こ
らほどいふまでも事業者でなくして農民
であります。ここに民主的というより
も、まだ／＼古くさい封建的な、われ
われに対してお前土百姓、田子作、水
呑百姓のせがれといつた輕蔑的な念が
ないとは言へない。それならば事業者
團體法という法律があるならば、なぜ
これを農業者と改めることができない
つたか、これは意識的なものと思ひ
ませぬ。無意識的なものでありまし
う。あるいは考へ方によれば、農民こ
そ親しむべき氣持がない、とは申しませ
ん。しかしその一点だけは、爲政者の
心として、新しい時代の公務員のあり
方、官廳のあり方が、この根本理念に
立つて御出発なさることを自分の意見
として申し上げたいと思ひます。次に
お尋ねいたしますことは、この農業政
良局の組織にあたりまして、農業経済
研究部なるものがあり、その下に農業
総合研究所があります。この農業総合
研究所は経済学的な研究をやり、ある
いは社会学的な研究もおやりになる、
こういう立派な系統的な組織でありま
すが、これに要する予算はすでに昭和
二十三年度の予算に組まれております

かどうか伺いたのであります。それ
からこれを新しくおつくりになるので
あるか、あるいは既存のものを御利用
なさつてこういう研究所をつくり上げ
るのであるか、その点をお尋ねいたし
ます。

○山添政府委員 まず最初にお答え
いたしておきますが、ただいまお述べに
なりました根本的な思想は私も全然
同感であります。そも／＼教育とい
ましても、これは詰めこみじやなくて、
もつているものを伸ばす。従つて農業
改良局設置法第一條におきまして、
書いてあるのは、だれそれが指導する
とは決して書いてございませぬ。農民
が農業に関する諸問題につき有益、適
切且つ実用的な知識を得——主体が
農民になつておる、こういうことは今
までの法律には書いてない点でありま
す。また農民という言葉は私どもが使
いますのは、第一農民組合という言葉、
これは政務次官からおられますが、農民自
身が誇りをもつて農民組合と称して
られるのであります、私どもはさうい
う心持であることをお断りいたしてお
きます。

それから農業総合研究所でありま
す。これは昨年来設置をされてお
す。その予算の総額はたしか二千万
円足らずであつたと記憶しております。
○富田委員 農業総合研究所は約二
千万円の予算であるのであります、
位置はどこでありますか。
○山添政府委員 麻布新龍土町であり
ます。

りあはず次のごとく予定しているとい
ふ数字が出ております。そこで現在予
定しておる数字を見ましてよくわかり
ました、しかし今年増加いたしました
中でも、漸次充実するところ、その充
實した、完成した状態はどのようにな
りませうか。

○山添政府委員 これは予定とい
ましては、第一に技術の研究をいたし
ます人につきまして、この方は將來完
成いたしました場合におきましては、
一級官、二級官四十四、五名を予定し
ております。それから普及局の方にお
きましては一級官並びに二級官まで二
十二名、それから経済研究局の方では
大体二級官であります、二十四名ば
かり予定しております。もつともこれ
は來年度すぐそれだけ充員するとい
うわけはございませぬ。人の關係も
ございませぬ、あるいは二年ないし三年
かからぬとも限らないわけでありま
す。

○富田委員 ただいまのお答で、決
して來年とは申しませぬ。漸次充員す
るのでありますから、三箇年計画なら
三箇年計画、五箇年計画なら五箇年計
画なりで、充実したときの数字をお伺
いすればよろしいのであります。先ほ
ど中曾根委員の質問に対してやはり今
年は一千五百万円要求する、將來は相
当の多額を要するはずだと言つて具体
的な数字をお示しになりませぬが、完
成するまでにどれだけの經費を要す
るかの見込みがわかつておりました
ら、お知らせを願ひます。

○山添政府委員 これはまだ実
はわかりませんが、この試験研究
をいろいろの農業試験場の試験研究を

です。補助の条件なんです。

○富田委員 中央において、これは法律でもないし政令でもない、一つの補助金を與えるための約束である、その約束に従つてできますこのいろ／＼な都道府縣及びその地区の機構の組織でありあるいは任務というような問題であります、このように至りますと、これはわれ／＼決算委員会の建前といたしまして、行政的な観点あるいは政治的な立場からこれを検討してまいつたのであります、むしろ農林委員会の合同審査会くらいを開きませんと、この農業改良局の内容についてわれわれが十分な検討を盡したということ、は、いわゆる國會全一體的な立場からいつて不可能ではないかと私は考えます。もちろんあらためて協議いたしますけれども、その点を深くここに留意しておかなければならぬのじやないか、このように考へます。それからさらにも今までもあります、補助金を出してあります、農業技術普及委員会とかいろ／＼なものがありますが、この補助金を出してありますものと、それから、補助金でなしに、直接試験研究に關する経費が出てあります。これは、今度の農業改良局ができませんことによつてきわめて科学的な系統的なものとなつて組織立てられることであらうと存じますが、これはすべて先刻お伺い申し上げました総合研究所の中に包含せられるものでございませうか。

○山添政府委員 それは違ひます。総合研究所と申しますのは主として経済的な研究に従事をいたしておるのであります、農業並びに農村を廣い角度から総合的にまた経済的な観点から研究をしていくという機関になつております。すべての國の技術的な試験場またはその総合研究所等をまとめてまいりますのがこの農業改良局でございませう。

○竹谷委員長代理 暫時休憩いたします。

午後四時二十三分休憩

午後五時三十九分開議

○松原委員長 これより再開いたします。

本日はこれをもつて散会いたしました。明日は午前十時より開会いたします。

午後五時四十分散会

〔参照〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、経済警察廳法第十三條第一項の規定による地方経済警察廳の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
本件は、既に本院において、修正可決された経済警察廳法の規定により地方経済警察廳を各都道府縣廳の所在する都市並びに函館市、旭川市及び釧路市に置くことにつき、地方自治の規定による國會の承認を求めるものである。

なお経済警察廳法案は本院の修正により、経済調査廳として発足する予定であり、これが確定に伴つて、名称も変更せられる訳である。

二、議案の議決理由
右の趣旨に基き本件については

承認を與へべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十三年七月二日
決算委員長 松原一彦
衆議院議長松岡駒吉殿

金沢市に北陸地方商工局設置の請願(請願者石川縣知事柴野和喜夫外十五名)(竹田儀一君紹介)(第一三五号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在北陸地方の商工行政の機構及び管轄を見ると、福井縣を大阪に、石川及び富山縣を名古屋商工局に分轄しているため、その運営上遺憾な点が多い、ついでには金沢市に北陸三縣を管轄する北陸地方商工局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
右の趣旨を至当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において、採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年七月二日
決算委員長 松原一彦
衆議院議長松岡駒吉殿

陸用内燃機関を重要産業として取扱ひその所管部課設置の請願(請願者東京都中央区横町一丁目一番地陸用内燃機関協合理事長朝倉兼之輔)(前田種男君紹介)(第一一六〇号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
陸用内燃機関は現在産業復興に大なる役割を果しているが、その生産資料は物資供給計画による取扱が極めて低位にあるため、生産業者の手持資料も僅かとなり今後の需要に應じられない現状である、ついでには陸用内燃機関を重要産業として取り扱ふとともに、その所管を商工省内に独立部課として確立されたいというのである。

二、請願の議決理由
右の趣旨を至当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年七月二日
決算委員長 松原一彦
衆議院議長松岡駒吉殿

陸用内燃機関を重要産業として取扱ひその所管部課設置の請願(請願者東京都中央区横町一丁目一番地陸用内燃機関協合理事長朝倉兼之輔)(前田種男君紹介)(第一一六〇号)に關する報告書